

令和5年5月2日

保護者の皆様へ

津山市教育委員会教育長
津山市立津山東中学校長

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴うご家庭での対応について

5月8日から、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に位置付けられます。このことを踏まえ、感染症対策を次のとおりお知らせします。

1 ご家庭でお願いしたいこと

引き続き、ご家庭では児童生徒の健康観察をお願いします。発熱などの症状がある場合には、無理をせず自宅で休養いただきますようお願いいたします。

2 出席停止について

次のとおりの取扱いとします。

出席停止になる場合	児童・生徒の感染が判明した場合 ※濃厚接触者としての特定は行われなくなります。
出席停止期間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで ※発症日及び症状が軽快した日を0日目として、翌日から起算します。 ※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。 無症状の場合は、検体採取日を1日として5日を経過するまで ※例：採取日5月1日⇒5月6日から登校
学校への提出物	「新型コロナウイルス感染症出席停止経過報告書」 (このデータはホームページからダウンロードできます。) ※保護者の方自身に記入していただくもので、医療機関で記入を求めるものではありません。

※国は、発症から10日を経過するまでは、マスクを着用するよう推奨しています。